

## 社会保障改革の推進に向けて

平成 29 年 12 月 1 日

伊藤 元重  
榊原 定征  
高橋 進  
新浪 剛史

平成 30 年度は、3年間の集中改革期間の最後の年であり、6年に一度の医療・介護の同時報酬改定、5年に一度の生活保護基準の見直し、国保財政の都道府県移行、医療費適正化計画等や介護保険事業計画の開始年度に当たるなど、社会保障改革の節目でもある。これまで2年間の集中改革期間の成果と改革努力を、より強化した取組みが重要である。社会保障改革に関する前回の提案<sup>1</sup>に掲げた内容を含め、以下、平成 30 年度予算編成に合わせて改革を推進すべき重点事項、年末までに改革工程を明確化し今後速やかに検討を進めるべき重点課題について提案する。

1. 平成 30 年度予算編成等に向けて(1) 薬価制度の抜本改革等の実行

- 薬価制度の抜本改革について年内に結論を得、平成 30 年度予算や制度改革を通じて着実に実行すべき。以下については引き続き検討し、速やかに必要な措置を講じるべき。
  - ― 長期収載品価格を後発医薬品と同じ水準まで引き下げる期間(最大 16 年)の短縮
  - ― 費用対効果評価に応じた実効的な薬価算定の仕組みの本格的導入、第三者的視点に立った組織・体制の構築に向けた改革工程の明確化
  - ― 治療効果の高い患者を特定して最適な薬剤を投与できるようにするためのコンパニオン診断薬の開発インセンティブの強化、コンパニオン診断のルール化

(2) 診療報酬改定

- 診療報酬本体については、国民負担に直結することも踏まえ、これまでの改革努力を緩めず、一層の取組を進めるべき。特に、調剤技術料については、薬局の機能分化や調剤報酬の適正化の観点から、門前薬局、門内薬局を中心に調剤基本料を見直すべき。
- オンライン診療を組み合わせた生活習慣病の指導管理や遠隔モニタリングを活用した重症化予防など、効果的・効率的な医療の提供につながる遠隔診療を推進すべき。

(3) 介護報酬改定等

- 介護報酬についても、これまでの改革努力を緩めず、一層の取組を進めるべき。
- 見守りセンサーやロボット活用に伴う人員・設備基準の緩和、介護報酬上の評価、AI を活用したケアプランの高度化を推進すべき。

<sup>1</sup> 「社会保障改革の推進に向けて」(平成 29 年 10 月 26 日経済財政諮問会議有識者議員提出資料)

- 事業者による自立支援・重度化防止に向けた取組・成果を介護報酬に反映させるとともに、今後もその対象を拡大していくべき。また、ケアマネージャーの独立性確保を進めるべき。
- 保険者による自立支援等の取組状況に応じた新たな交付金を創設するとともに、調整交付金もインセンティブとして活用すべき。

#### (4) 社会保障分野の人材確保

- 医師の偏在是正に向け、都道府県が主体となって医師確保等を行う仕組みの構築、医師養成過程を通じた医師確保対策の強化等に包括的に取り組むべき。
- 引き続き介護人材の処遇改善を進めるとともに、技能実習制度等により介護分野で実務経験を積み、介護資格を取得した外国人材に在留資格を付与し、外国人材の活用を推進すべき。
- 引き続き保育士の処遇改善や研修の充実を進めるとともに、保育資格者の多くが再就職に際して希望している短時間型勤務を積極的に活用することにより、保育士の量と質を拡充していくべき。

## 2. 改革工程表への反映

改革工程表の全 44 項目の改革を推進するとともに、前回の提案のうち以下の重点課題については年末までに改革工程表に反映すべき。また、応能負担の仕組みについても全世代型社会保障の観点からできるだけ早期に検討を開始すべき。

### (1) 頑張るものを支援する仕組みの強化

- 普通調整交付金(約6千億円)の仕組みを加入者の年齢・所得等で調整した標準的な医療費を基準に配分する仕組みへと見直すとともに、国保に対する保険者努力支援制度(8百億円)を強化すべき。

### (2) 地域差半減の実現

- 2023 年度までの医療費適正化計画期間内において実現するよう、①多剤投与に関する保険者が保有する情報の医療機関・薬局への提供、②入院医療費の指標を明確化すべき。
- 介護費の地域差半減に向けて、見える化を徹底するとともに、縮小の目標・工程を具体化すべき。